

新規参入者の拡大に期待 ～農地法の別段の面積要件の緩和～

美里町農業委員会では、2020（令和2）年4月より、空き家に付随する農地の権利取得を目的とする場合、農地法第3条の下限面積を1aとしてきたが、空き家の有効活用とそれに付随する農地取得に対して円滑な運用を図るため、2021（令和3）年4月1日から0.01aに引き下げた。



ホームページでの告知

同時に、農業経営を行う場合の下限面積についても50aから30aに引き下げた。これは、2015農林業センサスにおいて、管内で50a未満の農地を耕作している農家が全体の28.4%を占める中、小規模農家や高齢化した担い手の離農が相次いでおり、新規就農者の拡大を図るため見直しを行ったもの。

町内では、長い歴史を誇る特産品の「北浦梨」の生産農家が高齢化などを理由に減少傾向にある。現状のままでは産地としての存亡にかかわる事態であることから、町として新規就農者が参入しやすい環境を整えることで、果樹農家のみならず町内の農業経営が活性化することを期待している。